D装I

工　事　請　負　契　約　書

本書面と工事請負契約約款をよくお読みください。

① 請 負 者

注文者	様　　工事		
	令和　年　月　日　より　令和　年　月　日　まで		
	フリガナ	印	☎　-　-
			S H　年　月　日　歳
	〒　-　フリガナ		

工事保証			
	外壁工事	㎡	年
	屋根工事	㎡	年
	防水工事	㎡	年
	付帯工事		年
	備考		

契約番号
契約年月日
令和　年　月　日

請負金額・工事内訳		百万	千	円	
	1.				No.(　)
	2.				No.(　)
	3.				No.(　)
	4.				No.(　)
					(備考)
	総計(税抜)				
	消費税				
	請負金額(税込)				
	工事の内容は見積書に記載のとおりです				

留意事項

①契約内容については本書面及び添付資料並びに工事請負契約約款に従います。
②工期は天候及び予期しない事情により遅れることがあります。
③本工事は見えない部分等の状況により工事の内容及び金額に変更が生じる場合があります。
その場合はご注文者と請負者が協議します。
④工事用の電気・水道については注文者が無償にて提供をお願いします。
⑤工事請負者が必要に応じ、この工事の一部または主要部を外注することをご了承ください。
その場合でも、この工事におけるご注文者への責任は工事請負者が負います。

工事請負契約に関する事前確認			
	(1)見積書について	□	(7)工事請負契約約款	□
	(2)請負金額について	□	(8)工事請負契約書留意事項	□
	(3)支払い方法について	□	(9)クーリングオフ	□
	(4)工事箇所	□	(10)個人情報の利用に関する同意事項	□
	(5)使用材料(商品名・数量)	□	(11)工事完了検査	□
	(6)予定工期	□	(12)工事保証書の発行	□

上記内容について、請負者側より説明があり、打ち合せの上、双方とも内容を確認し了承しました。

支払		百万	千	円	
	・現金　・振込　・その他(　　)				ローン・クレジット利用　(有・無)
	工事着工前支払				税込(令和　年　月　日まで)
	足場組立完了支払				税込(令和　年　月　日まで)
	(　　)支払				税込(令和　年　月　日まで)
	工事完了支払				税込(工事完了引渡後　日以内
	合計				税込

請負者(代表者・住所・TEL)

〒390−0852　長野県松本市大字島立810−1
株式会社　ダイソー
代表取締役　大出寿文　印
TEL　0263−47−1337

担当者氏名(自署)　印

工事請負契約約款

（総則）

第1条　注文者（以下「甲」という）と請負者（以下「乙」という）は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行します。

2　この契約書および、添付の見積書、打ち合わせ記録シート等にもとづいて、乙は工事を完成し、甲と乙は契約の目的物を確認するものとし、甲はその請負代金の支払を完了します。

（一括下請負・一括委任の禁止）

第2条　あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、乙はこの責任において、工事の全部または大部分を、一括して乙の指定する者に委任または請負わせることができません。

（権利・義務などの譲渡の禁止）

第3条　甲及びこれ、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできません。

2　甲及びこれ、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む）・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできません。

3　第9条に定める工事保証についても、甲は相続の場合を除き、その権利を第三者に移転することはできません。甲が工事の対象となる建物の所有権を第三者に譲渡した場合、第9条の定めは効力を失います。

（完了確認、代金支払い）

第4条　工事を終了したときは、甲と乙は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、甲は工事請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了します。

（支給材料、貸与品）

第5条　甲からの支給材料または貸与品がある場合には、その受領期日および受渡場所は甲と乙の協議の上決めます。

2　乙は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができます。

3　乙は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管します。

（第三者への損害および第三者との紛議）

第6条　施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、甲と乙が協力して処理解決にあたるものとします。

2　前項に要した費用は、乙の責に帰する事由によって生じたのもについては、乙の負担とします。なお、甲の責に帰すべき事由によって生じたものについては、甲の負担とします。

3　乙は本条による損害賠償の履行を担保するため、建設工事保険に加入します。

（不可抗力による損害）

第7条　天災その他自然的または人為的な事象であって、甲・乙いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工事用機器について損害が生じたときは、乙は、事実発生後速やかにその状況を甲に通知します。

2　前項の損害について、甲・乙が協議して重大なものと認め、かつ、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、甲がこれを負担します。

3　火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の甲の負担額から控除します。

（契約に適合しない場合の担保責任）

第8条　引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものがある場合、乙は引渡から2年間民法の定める責任を負います。ただし、建築設備の機器本体、室内仕上、装飾、家具、植栽等において契約の内容に適合しない場合は、引渡から1年とします。

2　前項の規定にかかわらず、乙が別段の保証書等を発行している場合には、当該保証書等の定めるところによるものとします。

3　前2項の規定にかかわらず、甲からの支給材料または貸与品ならびに甲の指図が原因で目的物の不適合が発生した場合には、乙は責任を負わないものとします。

（打ち合わせに基づく施工が不可能もしくは不適切な場合）

第9条　施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、甲と乙が協議して、実情に適するように内容を変更します。

2　前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、甲と乙が協議してこれを定めます。

（工事の変更、一時中止、工期の変更）

第10条　甲は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができます。

2　前項の追加・変更工事の内容は、甲と乙の合意により決めます。

3　前項の合意により定められた追加・変更工事により、追加工事代金が発生した場合や乙に損害を及ぼした場合は、乙は甲に対してその支払いまたは賠償を求めることができます。

4　乙は、不可抗力その他正当な理由があるときは、甲に対してその理由を明示して、追加工事代金及び工期の延長を求めることができます。追加工事代金および延長日数は、追加工事代金及び工期の延長を求める理由に応じて、甲と乙が協議して決めます。

（注文者の中止権・解除権）

第11条　甲は、必要がある場合には、書面（電子メール等含む）をもって工事を中止し又はこの契約を解除することが出来る。これにより乙に生じた損害を賠償する義務を負います。

2　甲は乙が正当な理由なく工事をしない場合、当該期間を定めて書面（電子メール等含む）をもって催告し、その期間内に履行がない場合はこの契約を解除することができます。ただし、期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではありません。

3　次の各号の一に当たるときは、甲は、書面（電子メール等含む）をもって工事を将来に向かって中止し、またはこの契約を解除することが出来ます。この場合、甲は、「発生した損害をこに請求することができる。ただし、その原因が功にある場合にはこの限りではありません。

一　乙が正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着工しないとき。

二　正当な理由なく工事が工程表より著しく遅れ、工期内または期限後相当期間内に、乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき。

三　乙が強制執行を受け、資金不足による手形・小切手の不渡りを出し、破産・会社更生・会社整理・特別清算の申し立てをし、もしくは受けまたは民事再生のもうしだてをするなど、請負者が工事を続行できない恐れがあるとみとめられるとき。

四　乙が第12条の各号の一に規定する理由がないのに、この契約の解除を申し出たとき。

五　その他、乙がこの契約に違反し、そのため契約の目的が達成できなくなったと認められるとき。

（請負者の中止権・解除権）

第12条　甲が、次の各号の一にあたる義務違反をしたとき、乙が相当の期間を定めて書面（電子メール等含む）をもって催告してもなお甲がこれを是正しない場合は、乙は、工事を中止しまたはこの契約を解除することができます。

一　正当な理由なく前払いまたは部分払いを遅滞したとき。

二　正当な理由なく第7条第2項、第9条第1項、第2項および第10条4項による協議に応じないとき。

三　工事用地等をこの使用に供することができないため、または不可抗力などのためこが施工できないとき。

四　前各号のほか、可野責に帰すべき理由により工事が著しく遅延したとき。

2　乙は、前項に基づく工事の遅延または中止期間が、当初の工期の3分の1以上になったとき、または2か月以上になったときは書面（電子メール等含む）をもってこの契約を解除することができます。

3　前各項の場合、乙は甲に損害の賠償を請求することができます。

（解除に伴う措置）

第13条　前2条により、甲またはこがこの契約を解除したときは、出来形部分および工事材料・建築設備機器等の処理を含めて、甲と乙が協議したうえで、甲はこに対して出来形部分の未払い分を支払い、過払いがあるときは、乙は過払いの額について甲に支払います。

2　前項の協議の際には、当事者に属する物件について、その期間を定めてその引取り、後片付け等の処置方法を検討して実行します。

3　第1校の協議が調わない場合および前項の処置が遅れている場合、一方が催告しても他方が正当な理由なくこの処置を行わないときは、自らその処置を実施し、その費用を求償することができます。

（遅延損害金）

第14条　乙の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、甲は遅延日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年3.0%の割合を乗じた額の違約金を請求することができます。ただし、第10条第3項により工期の延長をした場合はこの限りではありません。

2　甲が請負代金の支払をしないときは、乙は延滞日数の1日につき、支払延滞額に年3.0%の割合を乗じた額の違約金を請求することができます。

（紛争の解決）

第15条　この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとします。

（契約締結における印紙代の負担）

第13条　本契約締結に要する印紙代の負担は、甲は、甲の保管する契約書にて負担し、乙は、乙の保管する契約書にて負担するものとします。

（工事保証）

第16条　乙は、工事保証の対象箇所、次表記載の工事項目、対象工事および保証期間、保証欄を契約書に明記し、保証対象となる各工事に起因して次表の不良事象が生じた際は、必要な補修または改修を無償にて行います。なお、本件補修は乙が行うものとし、甲が第三者に補修または改修を依頼した場合は、その費用負担を含め、乙は責任を負いません。加えて、乙は不良事象に対する本件補修を無償で行うものであり、それを超えた責任を負うものではありません。

工事項目	対象工事	不良事象
外壁工事	塗装	塗膜の剥離
	張替・カバー	張替・外壁補修工事が原因で生じた漏水
	外壁補修	
屋根工事	塗装	塗膜の剥離
	葺き替え(カバー工法含む)	葺き替え工事が原因で生じた漏水
付帯塗装工事	塗装	塗膜の剥離
屋上防水工事	防水	防水工事が原因で生じた漏水

2　第1項において、次に該当する場合は工事保証の適用外とし、補修および改修は有償となります。

(1)　火災・天災などの不可抗力により生じた場合

(2)　甲の使用上の不注意もしくは不適当な管理により生じた場合

(3)　人為的な原因による場合

(4)　乙以外の補修、改修、追加工事が行われていた場合

(5)　契約書に保証対象と記載された工事以外の工事

(6)　外壁のシーリング表面への塗装

(7)　基礎、外構、プランターボックス部分の塗装

3　甲は工事保証の対象箇所に工事保証の対象となると思われる劣化箇所を発見した場合は、すみやかに乙に報告しなければなりません。甲が報告を怠ったことにより、劣化の拡大があった場合は保証の対象外とします。

4　乙は工事保証の内容を記載した保証書を作成し甲に交付します。

（反社会的勢力からの排除）

第17条　甲と乙は、相手方に次の各号の一にあたるときは、何らの催告をなくして書面をもってこの契約を解除することができます。

一　役員等（当事者が個人である場合にはその者を、当事者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条第六号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二項に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（補則）

第18条　この契約書に定めのない事項については民法その他の法令に従う他、必要に応じ甲と乙が誠意をもって協議して定めます。

（ローン等が利用できない場合の措置）

第19条　この契約の工事代金について、甲がクレジット（立て替え払い）または金融機関からの融資を受けて支払う場合、それらの融資を受けられない場合は、契約日に遡って効力を失うものとします。

（特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書）

ご契約の際はこの説明・工事請負契約約款を充分お読みください。

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、甲（工事請負契約の注文者）は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

＊甲がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、甲からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

② 上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合

ア）乙（工事請負契約の請負者）は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金支払を請求することはありません。

イ）契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は乙の負担とします。

ウ）すでに商品が引き渡されていたとしても、乙は商品の使用により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することはありません。

エ）契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその その金額を無利息にて返還いたします。

オ）役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、甲は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

カ）すでに役務が提供されたときにおいても、乙は、甲に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

③ 上記クーリングオフの行使を妨げるために乙が不実のことを告げたことにより甲が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、乙から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

個人情報の利用に関する同意事項

1. 個人情報とは

個人情報とは、甲（工事請負契約の注文者）の個人に関する情報であり、氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、画像などによって個人を識別できる情報のことをいいます。

2. 個人情報の収集及び利用目的

甲からお預かりした個人情報は、乙において以下の目的で利用することとし、法令に基づく場合を除きそれ以外に利用することはありません。

ご提供いただく個人情報は任意ですが、ご提供いただけなかった場合は、以下の目的に該当するサービス、情報の提供が受けられないことがあります。

① 工事請負契約に基づく工事および工事の準備を行うため。

② 請求書の発行、工事報告書の作成・発送および工事請負契約に関する管理業務を行うため。

③ 工事後のアフターフォローおよび新商品・サービス・イベント等に関する情報のお知らせのため。

④ 保証書の発行および保証に基づく、調査および補修を行うため。

⑤ 住宅履歴情報の蓄積・活用に必要な管理とサービスの提供を行うため。

⑥ マーケティングのための統計サービス作成のため。

3. 個人情報の第三者への提供及び外部への委託

甲からお預かりした個人情報は、第2項の目的での利用又は法律で定められている場合、および乙と業務委託契約を締結した委託先、公共機関を除いて、甲の同意を得ず第三者へ開示・提供することはありません。

4. 個人情報の管理

甲からお預かりした個人情報は個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を遵守し、厳正な管理を行います。

5. 個人情報の開示・訂正・削除

甲からお預かりした個人情報について、甲は開示を請求することができます。また、開示の結果、個人情報の訂正・削除を請求することもできます。

個人情報の開示・訂正・削除を請求される場合は、乙までご連絡をお願い致します。

なお、本手続きにあたり、ご本人であることを確認させていただきます。